

ID: 103

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	違反行為の中止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 第18条		
例 規 番 号	平成19年条例第13号		
【根拠条文】 (勧告及び命令) 第18条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。 (1) 第10条の規定に違反してたばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者 (2) 第11条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者 (3) 第12条の規定に違反して犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかった者 (4) 第13条の規定に違反して夜間に花火をした者 (5) 第13条の3の規定に違反して花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者 (6) 第14条の規定に違反して落書きをした者 (7) 第15条の3の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者 (8) 第15条の5の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 104

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	喫煙禁止区域に係る過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 第21条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第13号		
【根拠条文】 (過料) 第21条 第9条の規定に違反して喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙した者は、5万円以下の過料に処する。 2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をその指定する職員に行わせることができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例施行規則第5条の規定による。 (過料) 第5条 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、あらかじめ告知・弁明書(様式第3号)により告知し、弁明の機会を付与する。 2 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、過料処分通知書(様式第4号)により行う。 3 条例第21条第1項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 112

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉入浴料の徴収																		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条第1項及び第2項																		
例 規 番 号	平成7年条例第19号																		
【根拠条文】 (入浴料) 第5条 あしや温泉を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、次表に定める入浴料を納めなければならない。 <table><tr><th>使用者の区分</th><th>入浴料</th></tr><tr><td>12歳以上の者</td><td>1人につき 380円</td></tr><tr><td>6歳以上12歳未満の者</td><td>1人につき 130円</td></tr><tr><td>6歳未満の者</td><td>1人につき 60円</td></tr></table> 2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者のうち、65歳以上の者及び障害者(児)の入浴料は、次表に定めるところによる。 <table><tr><th>使用者の区分</th><th>入浴料</th></tr><tr><td>65歳以上の者・12歳以上の障害者(児)</td><td>1人につき 260円</td></tr><tr><td>6歳以上12歳未満の障害児</td><td>1人につき 80円</td></tr><tr><td>6歳未満の障害児</td><td>1人につき 40円</td></tr></table> 3 前項の障害者(児)は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とする。 【基準】 根拠条文に同じ。				使用者の区分	入浴料	12歳以上の者	1人につき 380円	6歳以上12歳未満の者	1人につき 130円	6歳未満の者	1人につき 60円	使用者の区分	入浴料	65歳以上の者・12歳以上の障害者(児)	1人につき 260円	6歳以上12歳未満の障害児	1人につき 80円	6歳未満の障害児	1人につき 40円
使用者の区分	入浴料																		
12歳以上の者	1人につき 380円																		
6歳以上12歳未満の者	1人につき 130円																		
6歳未満の者	1人につき 60円																		
使用者の区分	入浴料																		
65歳以上の者・12歳以上の障害者(児)	1人につき 260円																		
6歳以上12歳未満の障害児	1人につき 80円																		
6歳未満の障害児	1人につき 40円																		
備考																			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日																

ID: 113

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉駐車場の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条の2第1項		
例 規 番 号	平成7年条例第19号		
【根拠条文】 (駐車場使用料) 第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。ただし、温浴施設の利用者にあつては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあつては最初の30分以内は無料とする。 2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 116

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉に係る退場命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第6条(第8条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成7年条例第19号		
【根拠条文】 (入場の制限) 第6条 市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。 (1) 酩酊していると認められるとき。 (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。 (3) あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。 (4) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込むおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理上支障があると認められるとき。 (管理の代行等) 第8条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、あしや温泉の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) あしや温泉の使用の許可に関する業務 (2) あしや温泉の運営に関する業務 (3) あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の第4条第2項、第6条、第8条の規定の適用については、第4条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 117

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	空地等の管理に係る措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	緑ゆたかな美しいまちづくり条例 第46条		
例 規 番 号	平成11年条例第10号		
【根拠条文】 (勧告又は命令) 第46条 市長は、第41条、第44条又は前条の規定に違反し、地域の生活環境を著しく害していると認められる者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則第21条の規定による。 (勧告又は命令) 第21条 条例第46条及び第51条の規定による市長の勧告又は命令は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するおそれのあるとき。 (2) 犯罪又は災害を誘発するおそれのあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく害し、又は害するおそれのあるとき。 (4) 愛玩動物による人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるとき。 2 前項の勧告又は命令は、措置事項、措置期限、措置を講ずべき事由その他必要な事項を記載した書面によるものとする。 3 命令は、勧告した後でなければ行ってはならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 118

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	愛玩動物の飼養方法に係る措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	緑ゆたかな美しいまちづくり条例 第51条		
例 規 番 号	平成11年条例第10号		
【根拠条文】 (勧告又は命令) 第51条 市長は、前条の規定に違反し、近隣住民の身体若しくは生活環境を著しく害し、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる所有者等に対し、飼養方法の改善その他その違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。 【基準】 根拠条文及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則第21条の規定による。 (勧告又は命令) 第21条 条例第46条及び第51条の規定による市長の勧告又は命令は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するおそれのあるとき。 (2) 犯罪又は災害を誘発するおそれのあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく害し、又は害するおそれのあるとき。 (4) 愛玩動物による人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるとき。 2 前項の勧告又は命令は、措置事項、措置期限、措置を講ずべき事由その他必要な事項を記載した書面によるものとする。 3 命令は、勧告した後でなければ行ってはならない。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 271

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第5条(第9条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成16年条例第25号		
【根拠条文】 (使用の制限) 第5条 市長は、火葬場の使用の許可を受けようとする者又は使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 火葬場の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) 火葬場の管理運営上支障があると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當と認めたとき。 (管理の代行等) 第9条 市長は、火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に火葬場の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 火葬場の使用の許可に関する業務 (2) 火葬に関する業務 (3) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 3 第1項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合にあつては、第3条第3項中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 272

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の徴収																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項																	
例 規 番 号	平成16年条例第25号																	
【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用を許可された者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。 別表(第6条関係) <table><thead><tr><th>使用区分</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10歳以上の者</td><td>1体</td><td>20,000</td></tr><tr><td>10歳未満の者</td><td>1体</td><td>10,000</td></tr><tr><td>死産児</td><td>1胎</td><td>5,000</td></tr><tr><td>人体の一部</td><td>1包</td><td>5,000</td></tr></tbody></table> 備考 この表は、第4条の規定による許可を受けた者が市内に住所を有し、又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合について適用し、これら以外の場合については、使用区分及び単位の区分に応じ、当該使用料の10割に相当する額を加算する。 【基準】 根拠条文に同じ。				使用区分	単位	使用料(円)	10歳以上の者	1体	20,000	10歳未満の者	1体	10,000	死産児	1胎	5,000	人体の一部	1包	5,000
使用区分	単位	使用料(円)																
10歳以上の者	1体	20,000																
10歳未満の者	1体	10,000																
死産児	1胎	5,000																
人体の一部	1包	5,000																
備考																		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日															

ID: 276

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の徴収																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第9条第1項																	
例 規 番 号	昭和28年条例第28号																	
【根拠条文】 (使用料) 第9条 使用料は、次の区分により定める額とし、使用許可の際に徴収する。 <table><tr><th>種別</th><th>1箇所当たり面積</th><th>1平方メートル当たりの金額</th></tr><tr><td>普通墓地</td><td>6平方メートル未満</td><td>750,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>6平方メートル以上12平方メートル未満</td><td>1,125,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>12平方メートル以上</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>芝生墓地</td><td>1平方メートルにつき</td><td>1,125,000円</td></tr></table> 2 使用場所の位置により、前項に定める使用料に2割以内の割増金を付加することができる。 3 第6条第2項ただし書及び第3項の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前2項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。 【基準】 根拠条文に同じ。				種別	1箇所当たり面積	1平方メートル当たりの金額	普通墓地	6平方メートル未満	750,000円	〃	6平方メートル以上12平方メートル未満	1,125,000円	〃	12平方メートル以上	1,500,000円	芝生墓地	1平方メートルにつき	1,125,000円
種別	1箇所当たり面積	1平方メートル当たりの金額																
普通墓地	6平方メートル未満	750,000円																
〃	6平方メートル以上12平方メートル未満	1,125,000円																
〃	12平方メートル以上	1,500,000円																
芝生墓地	1平方メートルにつき	1,125,000円																
備考																		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日															

ID: 279

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用に係る措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第14条第1項		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (管理上の措置等) 第14条 市長は、一般墓地の利用者に対し、利用場所の設備及び維持について、管理上必要な措置を命ずることができる。 2 市長は、一般墓地内の工作物その他の施設について、必要な制限をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 280

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第16条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消すことができる。 (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。 (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。 (3) 他人に譲渡する目的をもつて使用权を取得したと認めたとき。 (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。 (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。 (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 281

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用許可の取消しに伴う返還		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第17条第1項		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (許可の取消しに伴う返還) 第17条 前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、遅滞なく、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。 2 前項の措置を行わないときは、市長においてこれを施行し、その費用を義務者から徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 282

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地に係る工作物等の撤去及び復旧命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第18条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (工作物等の撤去及び復旧) 第18条 市長は、許可を受けないで一般墓地を使用した者に対し、工作物及び施設の撤去又は復旧を命ずることができる。この場合において、撤去又は復旧を行わないときは、市長においてこれを施行し、その経費を賠償させる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 435

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用料の徴収														
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第28条第1項														
例 規 番 号	昭和28年条例第28号														
【根拠条文】 (使用料) 第28条 使用料は、次の区分により定める額とし、一時安置室及び合葬室にあつては使用許可の際に、記名板にあつては申込みの際に徴収する。 <table><tr><td>種別</td><td>単位</td><td>金額</td></tr><tr><td>一時安置室</td><td>一体につき</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>合葬室</td><td>一体につき</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>記名板</td><td>一単位(120mm×45mm)につき</td><td>30,000円</td></tr></table> 2 第23条第2項ただし書の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。 【基準】 根拠条文に同じ。				種別	単位	金額	一時安置室	一体につき	200,000円	合葬室	一体につき	100,000円	記名板	一単位(120mm×45mm)につき	30,000円
種別	単位	金額													
一時安置室	一体につき	200,000円													
合葬室	一体につき	100,000円													
記名板	一単位(120mm×45mm)につき	30,000円													
備考															
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日												

ID: 438

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第32条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。 (2) 使用許可に付された条件に違反したとき。 (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 2 前項の規定により使用許可を取り消された者であつて、一時安置室に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 283

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	霊園使用許可書の交付手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第34条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可書の交付) 第34条 市長は、霊園の使用を許可した者に対し、使用許可書を交付する。第13条の規定による承継者への使用許可書の交付又は再交付については、1枚につき300円の手数料を徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 284

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	霊園の設置及び管理に関する条例違反に係る過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第35条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (過料) 第35条 この条例に違反した行為があつたときは、5万円以下の過料を科することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1002

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	特定施設等の設置又は変更の届出に係る計画変更等命令（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）		
例 規 名 根 拠 条 項	環境の保全と創造に関する条例 第45条		
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号		
【根拠条文】 (計画変更命令等) 第45条 知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 1003

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	特定施設等の処理方法の改善等命令（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）		
例 規 名 根 拠 条 項	環境の保全と創造に関する条例 第48条第2項		
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号		
【根拠条文】 （許可の取消し等） 第48条 2 知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 1004

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般工場等に対する措置等命令（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）		
例 規 名 根 拠 条 項	環境の保全と創造に関する条例 第50条第1項		
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号		
【根拠条文】 （一般工場等に対する命令等） 第50条 知事は、工場等（第36条第1項の許可に係る工場等及び特定施設等に係る工場等を除く。以下この条において同じ。）から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が第34条第1項の排出基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置する者に対し、ばい煙等の処理の方法その他公害の防止について必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 1005

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	特定建設作業に係る作業時間の変更等命令		
例 規 名 根 拠 条 項	環境の保全と創造に関する条例 第60条第2項		
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第60条 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行って いるときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しく は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 5 年 6 月 30 日

ID: 1006

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	拡声機の使用の制限に係る行為の停止その他必要な措置の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	環境の保全と創造に関する条例 第61条第4項(第62条第3項及び第63条第2項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成7年兵庫県条例第28号		
【根拠条文】 (拡声機の使用の制限) 第61条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。 2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、拡声機を使用してはならない。 3 前2項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。 4 知事は、前3項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。 5 第36条第4項の規定は、第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 6 月 30 日